

謹言。

五月十一日

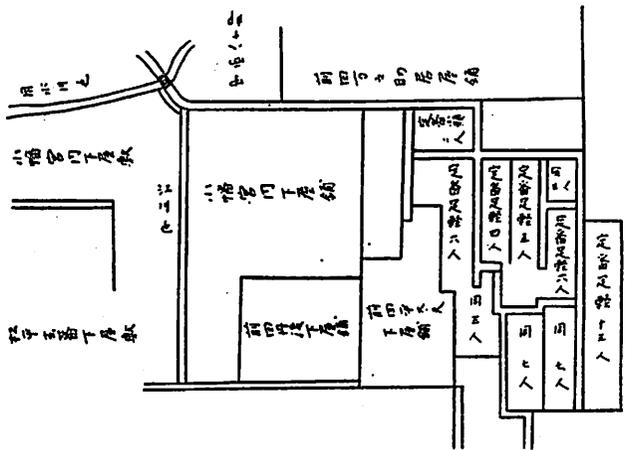
三崎神主中

修理(判)

右書簡は、慶長十五年ならんか。知好君の傳、青地禮幹の本藩略譜には、知好生于城州北野。幼名三九郎。長稱修理。嘗爲僧住石動山。後遺俗賜采地一萬三千七百五十石。是播磨守利好舊領也。居能州七尾城。元和二年辭祿隱栖城州鞍馬山。或云。微妙公大阪兩度之役、使知好皆陣後軍。知好知其少已也、憤志去國。或云。微妙公之待知好。遠先君之遺命。故辭祿也。寬永三年十月。微妙公使大和守利孝召遺之。翌年自鞍馬赴江州今津病。五年六月廿三日。卒于京師。號大嚴院。遂不復歸國。有三男七女。長男好次生于能州。幼名御六。長稱七左衛門。爲大音主馬厚甫養子。冒姓大音氏。後稱主馬。采地五千石。延寶三年正月朔卒。號德成院。生母大井氏。久兵衛直泰女。とあり。按ずるに、金澤堀川大岩寺貞享二年の由來書に、當寺開基慶安二年、大音主馬實父前田修理法名大嚴院殿有庵宗無居士之爲め建立。依而大嚴寺と號し、大音氏代々開基檀那にて菩提所とする由記載した

り。大音氏は、此の後も、前田家に因縁あるを以て、前田氏より猶子の相續人多かりけり。  
○定番足輕組地跡

延寶の金澤圖に次に載する如くあり。  
右は往古の舊藩定番足輕の組地なり。藩國官職通考に云ふ。定番の名目は、足輕より起ると云ふ。微妙公の時、足輕の老人に三人扶持・銀百五十目賜はり、直番までを勤む。是を定番足輕と云ふ。是より定番の名目起るといへり。一説には、小幡宮内城代を勤めける時、新參に召抱えられ、城内の直番を勤めさす。是其の起本なりともいへり。舊記に城番の二字を書けるあり。是城内の直番をする意に叶ひたり。但し定と城と吳音同じきに依つて假用せしものなるべし。後に云ふ定番足輕は、元祿三年九月廿七日始て定番頭四人を命ぜらる。野村勘兵衛・岡五左衛門・北川庄右衛門有賀甚六郎四人なり。定番足輕二組宛賜せられ、且定番歩等を支配すべきの旨命あり。此の時組附足輕一組十七人に定めらる。又元祿以來吉田傳左衛門支配定番足輕といふ者あり。定番頭の命ぜられし後も、定番足輕に二様あり。



元祿十一年に組付同心と可調との命令あり。又云ふ。享保九年八月十一日高田彌右衛門・藤田貞右衛門・宮川久右衛門三人金澤御留守居番命ぜられ、一組足輕三十人、内小頭三人、外手替三人と定めらる。按ずるに、前錄等に今年組足輕召抱えらると見ゆ、此の年組屋敷箇所の事會議ありし事見ゆれば、必ず此の時始て召抱えられしと聞ゆ。割場格帳に、御城内四十七ヶ所の内十一ヶ所、享保九年御留守居支配に仰付けられ、右足輕勤番。同十一年定番足輕残らず、右物頭支配に仰付けらるとあり。是昔日の吉田傳左衛門支配定番足輕也。然るを今御留守居組へ加へられ、往古よりの定番足輕は罷められたるなるべし。今右の足輕の勤むる品、古へ定番足輕より勤めし品々を見たり。即ち今定番足輕といふは、本名定番附同心なり。若しくは定番足輕に兩様見ゆるゆゑ、其の號を分ちたる爲めなる歟といへり。  
○小幡宮内下邸跡

延寶の金澤圖に、小幡宮内下屋鋪と記載す。その地は、松平支蕃下屋鋪と並び、用水を境となし、前田萬之助居邸の邊より松平支蕃下邸の瓦地邊、都て小幡宮内の下邸なるよ